

独立行政法人日本学術振興会における就職活動等ハラスメントに対する基本方針

令和 8 年 9 月 1 8 日
独立行政法人日本学術振興会

1. はじめに

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、多様な人材が安心して就職活動を行っていただける環境づくりを重視しています。

求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ透明性のある採用活動を行うため、本会は、就職活動等におけるハラスメントを防止するとともに、万一事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対応することを目的として、「独立行政法人日本学術振興会における就職活動等ハラスメントに対する基本方針」を定めます。

2. 本会における就職活動等ハラスメントの定義

本会における「就職活動等ハラスメント」とは、本会が実施する採用選考、就職説明会、インターンシップ、職員面談（OB・OG訪問を含む）その他の就職活動等（以下「就職活動等」という）における応募者や参加者その他の求職者等（以下「求職者等」という）に対し、本会役職員が行う、性的な言動、威圧的な言動、差別的な言動、その他求職者等に精神的又は身体的な苦痛を与え、就職活動等の環境を害する不適切な言動又は行為、と定義します。

【就職活動等ハラスメントに該当する行為例】

電話やメール、SNS等のインターネット上のものを含みます。

- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を求める行為
- ・性的な事実関係（交際相手の有無等）を質問すること
- ・性的な冗談やからかい、性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示等を行うこと
- ・「他機関の選考を辞退すれば内定を出す」など、採用を条件として不当な要求をすること
- ・出身地、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動
- ・威圧的な言動や人格を否定するような発言等により、求職者等に精神的な苦痛を与えること
- ・その他、求職者等の尊厳を傷つけ、就職活動等を不当に阻害する行為

※上記はあくまで一例であり、これらに限定されるものではありません。

3. 本会役職員が求職者等と接する場合における行動指針

本会役職員が求職者等と接する際には、以下のルールを順守し、就職活動等ハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。

- ・面談場所 本会施設、WEB 会議システムまたは周囲の目が届く場所（学校施設やイベント会場等）で実施（飲酒は不可）
- ・面談時間 平日の 9 時～17 時までの間（原則として所定勤務時間内に実施）
- ・連絡方法 本会役職員メールアドレスと職場の電話番号を利用すること。災害等の非常時や緊急時を除き役職員の私的メールアドレス、SNS 及び私用携帯電話は利用しない。
- ・実施体制 可能な限り複数の役職員で対応するものとし、就職活動等に必要な範囲を超えて、私生活に関する事項を尋ねたり、個人的な関係を求めたりすることのないよう留意する。
- ・その他 OB・OG 等の私的なつながりによる面談依頼が役職員に対して直接あった場合は、総務部人事企画課を通して依頼していただく。

4. 本会における就職活動等ハラスメントへの対応姿勢

（1）相談窓口の設置

本会は、求職者等が就職活動等ハラスメントについて安心して相談できるよう、求職者等からの相談窓口を以下のとおり設置します。相談したことを理由に、採用選考の可否等において不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

＜相談窓口＞

日本学術振興会総務部人事企画課

メールアドレス jinji※jsps.go.jp ※を@に置き換え

（2）事実確認及び対応

就職活動等ハラスメントに該当するおそれのある事案が発生した場合は、速やかに事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、被害を受けられた方への配慮のための措置を適正に行います。

就職活動等ハラスメントに該当する行為を行った者については、就業規程その他の関係規程に基づき、厳正に対処します。

さらに、事案の発生原因等を検証し、再発防止に向けた措置を講じます。

（3）プライバシーの保護

本会は、相談者、行為者その他の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。

相談内容や事実確認の過程で知り得た情報については、必要な範囲を超えて第三者に漏らすことのないよう適切に取り扱います。

（4）不利益な取扱いの禁止

本会は、役職員が就職活動等ハラスメントに関する事実関係の確認その他本会が実施する対応に協力したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。